

## 焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、焼津市立図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために収集する雑誌について、雑誌スポンサー制度を実施し、もって市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌スポンサー（この要綱の規定に基づき雑誌を寄贈する者をいう。以下同じ。）が図書館に雑誌を寄贈し、図書館が当該雑誌の保護用具等に雑誌スポンサーの広告物を掲示した上、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、図書館に1年以上雑誌を寄贈することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 株式会社その他の民間企業
- (2) 小売商業、サービス業その他の事業を営む者又はその組織する団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当であると焼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
  - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
  - (4) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者
    - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成すること。
    - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
  - (6) 法令、市の条例又は規則に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者
  - (7) 前各号に掲げる者に類する者であると教育委員会が認めた者

(雑誌スポンサーの申込み)

第4条 雑誌スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから図書館に寄贈する雑誌を選定し、焼津市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に掲示する広告物を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

(広告案の審査及び決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、当該広告案について、焼津市広告掲載要綱(平成22年焼津市告示第24号)第10条に規定する焼津市広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付するものとする。ただし、過去に掲示の決定を受けた広告と同一内容による継続した申込みについては、審査を省略することができる。

2 教育委員会は、前項の審査を経た申込みについて、適当と認めるときは、申込みをした者を雑誌スポンサーとして決定し、焼津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 広告物は、掲示を始めた日から3月を経過するまでの間、これを変更することができないものとする。

(雑誌の寄贈)

第6条 雑誌スポンサーは、第4条により選定した雑誌を刊行後遅滞なく、教育委員会が別に指定する方法により、図書館に雑誌を寄贈するものとする。

2 雑誌スポンサーから寄贈を受けた雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、廃刊その他の理由により選定した雑誌を図書館に寄贈することができなくなるおそれがあるときは、寄贈する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(変更広告案の審査及び決定)

第7条 雑誌スポンサーは、第5条第3項に規定する期間を経過した広告物を変更しようとするときは、あらかじめ、広告物変更申込書(様式第3号)に新たに掲示する広告案を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による変更の申込みがあったときは、当該広告案について審査委員会の審査に付するものとする。

3 教育委員会は、前項の審査を経た申込みについて、適当と認めるときは、広告物の変更を承認し、広告物変更承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(雑誌の寄贈の中止の申出)

第8条 雑誌スポンサーは、雑誌の寄贈を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の

規定による決定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による中止の申出があったとき。

(2) 雑誌スポンサーが第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

焼津市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

（宛先）焼津市教育委員会

所在地  
名称

申込者

代表者の氏名  
電話番号

印

焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱第4条第1項の規定に基づき、図書館に雑誌を寄贈したいので、次のとおり申し込みます。

1 寄贈する雑誌及び寄贈先図書館

雑誌の名称	刊行の形態	寄贈先図書館
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 大井川

2 寄贈期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 雑誌を納入する業者（書店等）

4 掲示する広告案

別紙による広告案のとおり

5 担当者連絡先

（注） 寄贈する雑誌の刊行の形態及び寄贈先図書館については、該当するものの□にレ印を付けてください。

様式第2号（第5条関係）

焼津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

様

焼津市教育委員会

年 月 日付けで申込みのあった図書館への雑誌の寄贈について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 寄贈を受ける雑誌及び受入れ図書館
  
- 2 寄贈を受ける期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  
- 3 雑誌を納入する業者（書店等）
  
- 4 掲示する広告  
別紙のとおり

（注）

- 1 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他寄贈された雑誌の取扱いについては、寄贈を受けた図書館が決定します。
- 2 寄贈する雑誌が廃刊となる場合その他雑誌の寄贈ができなくなると見込まれる場合は、あらかじめ寄贈する図書館と協議してください。
- 3 掲示する広告物は、掲示した日から3月間は変更することができません。掲示した日から3月以上経過した広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ新たに掲示する広告物について承認を受けてください。
- 4 掲示された広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負いますので、広告掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決してください。

様式第3号（第7条関係）

広告物変更申込書

年 月 日

（宛先） 焼津市教育委員会

所在地  
名称

申込者

代表者の氏名  
電話番号

⑩

焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱第7条第1項の規定に基づき、図書館に寄贈している雑誌に係る広告物を変更したいので、次のとおり申込みます。

- 1 広告案  
別紙のとおり
- 2 担当者連絡先

様式第4号（第7条関係）

広告物変更承認決定通知書

年 月 日

様

焼津市教育委員会

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告の掲示について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認する広告  
別紙のとおり
- 2 広告を変更する日  
年 月 日

（注）

- 1 提示する広告物は、掲示した日から3月間は変更することができません。掲示した日から3月以上経過した広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告物について承認を受けてください。
- 2 掲示された広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負いますので、広告掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決してください。